

ISO14001 改正の動向

一般財団法人 日本自動車研究所
認証センター 審査部

目次

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 1. ISO規格改正の概要 | p3 |
| 1-1. ISO14001規格改正の概要 | p4~p7 |
| 1-2. 現行規格との対比 | p8~p9 |
| 2. ISO 14001:2015 の全体構成 | p10~p16 |
| 3. 主な用語及び定義 | p17~p26 |
| 4. 要求事項の解説（主な変更点） | p27~p28 |
| 4-1. 4章 組織の状況 | p29~p34 |
| 4-2. 5章 リーダーシップ | p35~p37 |
| 4-3. 6章 計画 | p38~p54 |
| 4-4. 7章 支援 | p55~p60 |
| 4-5. 8章 運用 | p61~p63 |
| 4-6. 9章 パフォーマンス評価 | p64~p71 |
| 4-7. 10章 改善 | p72~p73 |
| 4-8. 文書類一覧 | p74 |
| 5. 今後の移行準備 | p75~p82 |

1. ISO規格改正の概要

1-1. ISO14001規格改正の概要



4

2015年7月にISO 14001のFDIS版を発行。

ISO 14001:2015は2015年9月16日に発行予定。

JIS Q 14001:2015は2015年11月20日に発行予定。

現在ISO 14001の認証を受けている組織に対してはISO発行から3年間の移行期間(2015.9.16~2018.9.15)が設けられる。

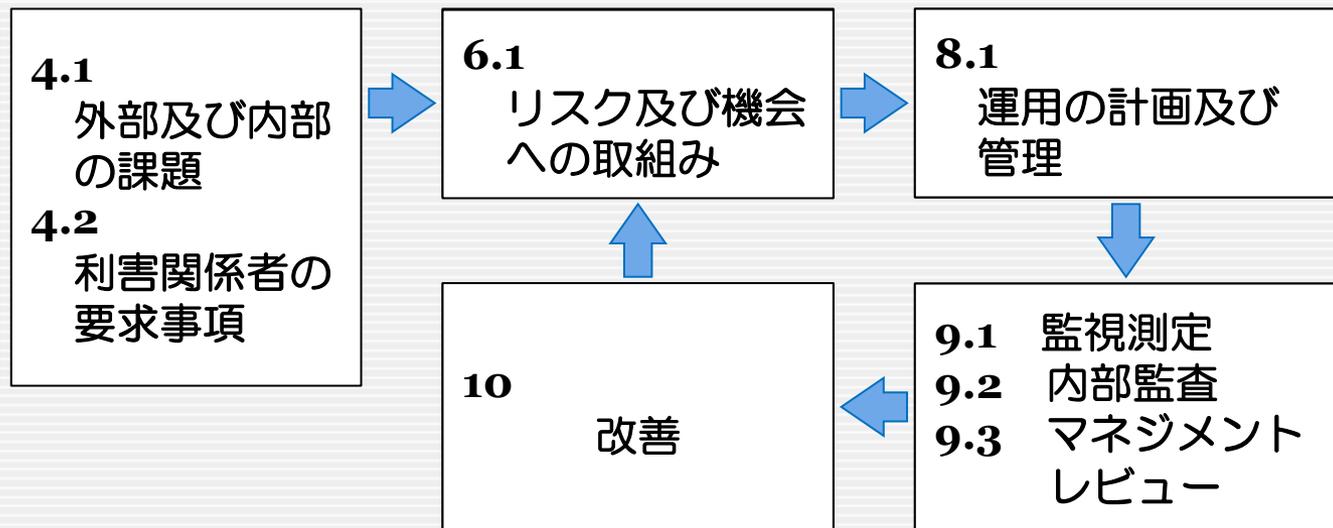
| | | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-------|--------------------|----------------------|------|--------------------|------|------|
| ISO規格 | ISO 14001 : 2004 | 有効期限 (2018/9/15予定) | | | | |
| | ISO 14001 : 2015 | DIS | FDIS | IS発行 (2015/9/16予定) | | |
| JIS規格 | JIS Q 14001 : 2015 | JIS発行 (2015/11/20予定) | | | | |

1-1. ISO14001規格改正の概要

5

ISOでは、2006年から2011年にかけて、マネジメントシステム毎の構成、用語の定義の整合性を確保するための検討が行われ、共通のルールとして、マネジメントシステム規格の共通テキスト及び共通用語、定義が開発された。

共通テキストの主たる構成



1-1. ISO14001規格改正の概要



6

ISO14001の主たる改正の狙い

- 環境マネジメントと組織の事業ビジネスとの関係を強化
- トップのリーダーシップの明確化
- 環境パフォーマンスに重点
- ライフサイクル思考の観点に対応
- コミュニケーションのための、体系的なアプローチ導入
- 共通テキスト、共通用語、定義の採用

1-1. ISO14001規格改正の概要



7

ISO14001:2015の構成

改正版の要求事項は、共通テキストに準じて
10章構成（4.1～10.3項）として規定された。

詳細は、

p8～p9

ISO/FDIS 14001:2015とISO14001:2004
の箇条対比

共通テキストの採用により規格全体の箇条の順番
と標題、条文が様変わりする。

1-2. 現行規格との対比

8

ISO/FDIS14001:2015とISO14001:2004の対比

| ISO/FDIS 14001:2015 | | ISO 14001:2004 | |
|---------------------|----------------------|----------------|--------------|
| | 序文 | | 序文 |
| 1 | 適用範囲 | 1 | 適用範囲 |
| 2 | 引用規格 | 2 | 引用規格 |
| 3 | 用語及び定義 | 3 | 用語及び定義 |
| 3.1 | 組織及びリーダーシップに関する用語 | — | |
| 3.2 | 計画に関する用語 | — | |
| 3.3 | 支援及び運用に関する用語 | — | |
| 3.4 | パフォーマンス評価及び改善に関する用語 | — | |
| 4 | 組織の状況 | — | |
| 4.1 | 組織及びその状況の理解 | — | |
| 4.2 | 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | — | |
| 4.3 | 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 | 4.1 | 一般要求事項 |
| 4.4 | 環境マネジメントシステム | 4.1 | 一般要求事項 |
| 5 | リーダーシップ | — | |
| 5.1 | リーダーシップ及びコミットメント | — | |
| 5.2 | 環境方針 | 4.2 | 環境方針 |
| 5.3 | 組織の役割、責任及び権限 | 4.4.1 | 資源、役割、責任及び権限 |
| 6 | 計画 | 4.3 | 計画 |
| 6.1 | リスク及び機会への取組み | — | |
| 6.1.1 | 一般 | — | |
| 6.1.2 | 環境側面 | 4.3.1 | 環境側面 |
| 6.1.3 | 順守義務 | 4.3.2 | 法的及びその他の要求事項 |
| 6.1.4 | 取組みの計画策定 | — | |
| 6.2 | 環境目標及びそれを達成するための計画策定 | 4.3.3 | 目的、目標及び実施計画 |
| 6.2.1 | 環境目標 | | |
| 6.2.2 | 環境目標を達成するための取組みの計画策定 | | |

1-2. 現行規格との対比



9

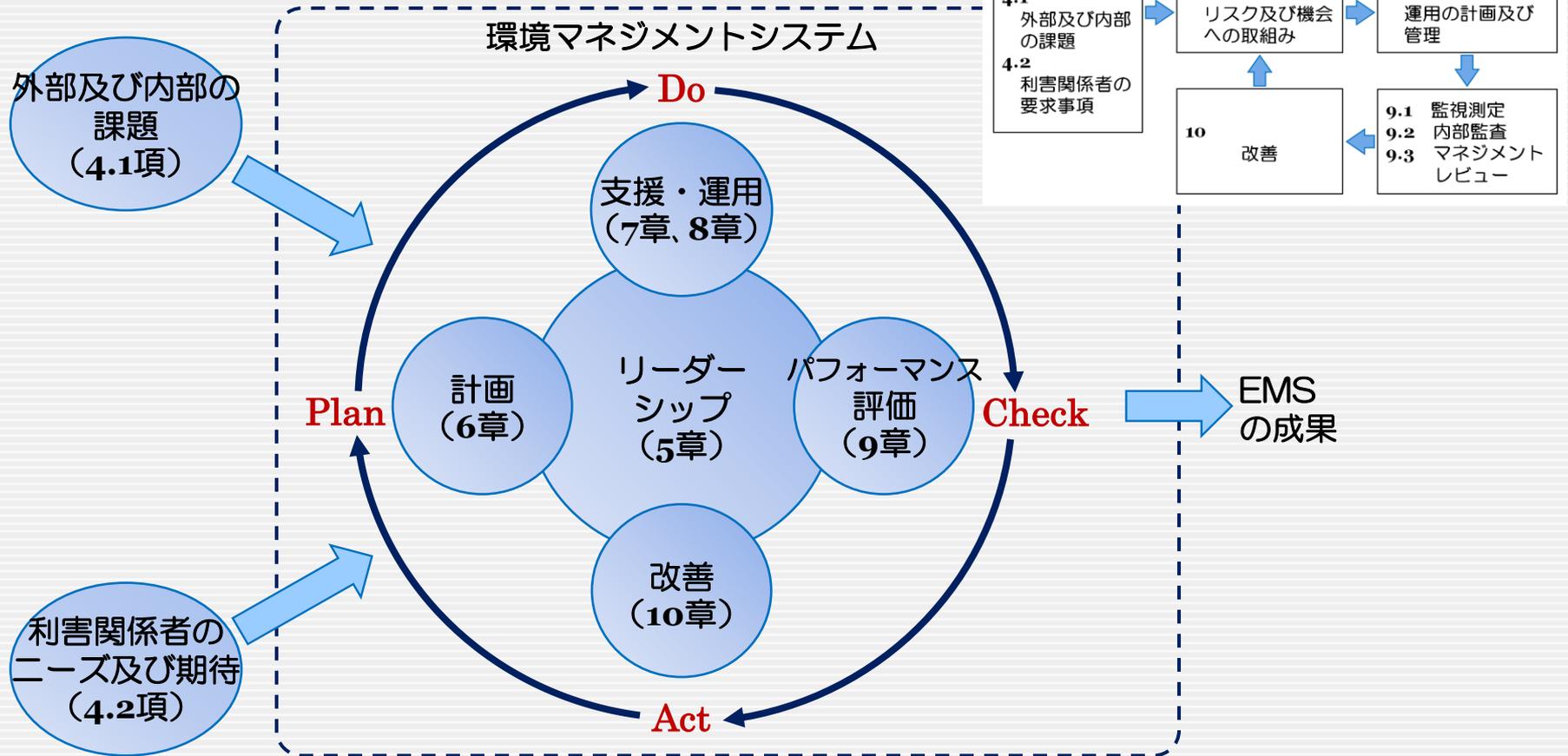
| ISO/FDIS 14001:2015 | | ISO 14001:2004 | |
|---------------------|--------------|----------------|------------------|
| 7 | 支援 | 4.4 | |
| 7.1 | 資源 | 4.4.1 | 資源、役割、責任及び権限 |
| 7.2 | 力量 | 4.4.2 | 力量、教育訓練及び自覚 |
| 7.3 | 認識 | 4.4.3 | コミュニケーション |
| 7.4 | コミュニケーション | | |
| 7.4.1 | 一般 | | |
| 7.4.2 | 内部コミュニケーション | | |
| 7.4.3 | 外部コミュニケーション | | |
| 7.5 | 文書化した情報 | 4.4.4 | 文書類 |
| 7.5.1 | 一般 | | |
| 7.5.2 | 作成及び更新 | 4.4.5/4.5.4 | 文書管理/記録の管理 |
| 7.5.3 | 文書化した情報の管理 | 4.4.5/4.5.4 | 文書管理/記録の管理 |
| 8 | 運用 | 4.4 | 実施及び運用 |
| 8.1 | 運用の計画及び管理 | 4.4.6 | 運用管理 |
| 8.2 | 緊急事態への準備及び対応 | 4.4.7 | 緊急事態への準備及び対応 |
| 9 | パフォーマンス評価 | 4.5 | 点検 |
| 9.1 | 監視、測定、分析及び評価 | 4.5.1 | 監視及び測定 |
| 9.1.1 | 一般 | | |
| 9.1.2 | 順守評価 | 4.5.2 | 順守評価 |
| 9.2 | 内部監査 | 4.5.5 | 内部監査 |
| 9.2.1 | 一般 | | |
| 9.2.2 | 内部監査プログラム | | |
| 9.3 | マネジメントレビュー | 4.6 | マネジメントレビュー |
| 10 | 改善 | — | |
| 10.1 | 一般 | — | |
| 10.2 | 不適合及び是正処置 | 4.5.3 | 不適合並びに是正処置及び予防処置 |
| 10.3 | 継続的改善 | — | |

2. ISO 14001:2015 の全体構成

2. ISO 14001:2015 の全体構成

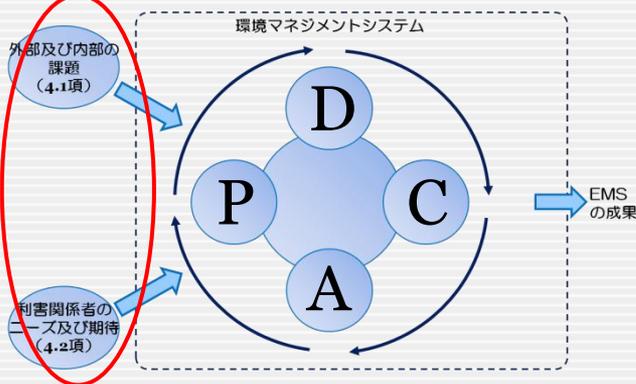


ISO 14001:2015 の構成 (PDCA)



2. ISO 14001:2015 の全体構成

4章 組織の状況



環境マネジメントシステムのPDCAのサイクルを回す上で考慮すべき事項として、組織の重要課題、利害関係者の重大関心事を抽出する。
★6章の計画につながる。

4.1
外部及び内部の課題

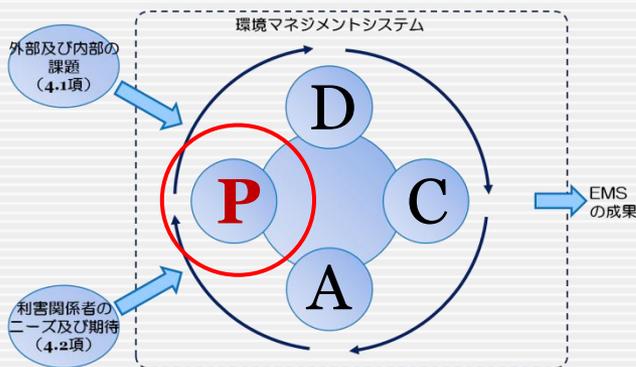
4.2
利害関係者の要求事項

6.1
リスク及び機会
への取組み

9.3
マネジメントレビュー

2. ISO 14001:2015 の全体構成

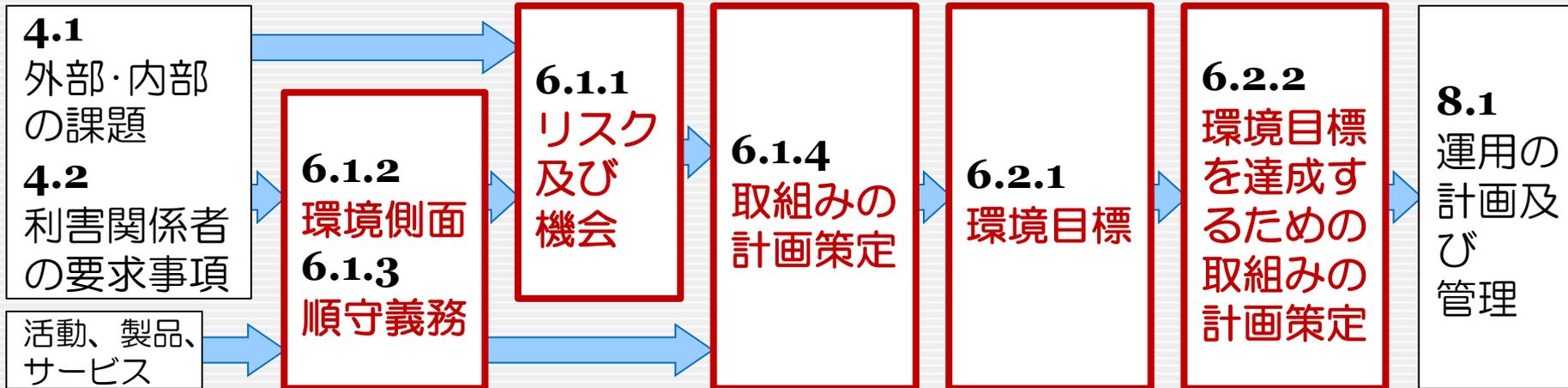
6章 計画(Plan)



★4章 組織の状況を考慮しながら、**EMSとしての取り組みを決定**する。

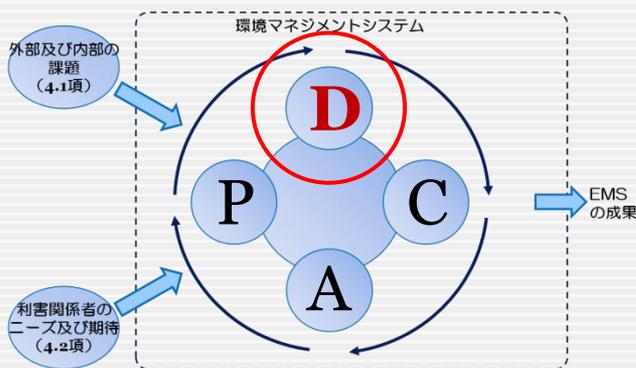
- ・ 取り組む項目 **6.1.1** リスク及び機会
6.1.2 環境側面
6.1.3 順守義務
- ・ 環境目標決定
- ・ 計画策定

★8章の運用につながる。



2. ISO 14001:2015 の全体構成

8章 運用(Do)



☆6章で決定した環境目標を達成するための計画に従って、**具体的な運用計画を立案**する。

- ・運用計画に沿って**運用**する。
(緊急事態への準備・対応含む)

★9章の測定、監視、評価、分析につながる。

6.2.2

環境目標を達成するための取組みの計画策定

8.1

運用の計画及び管理

8.2

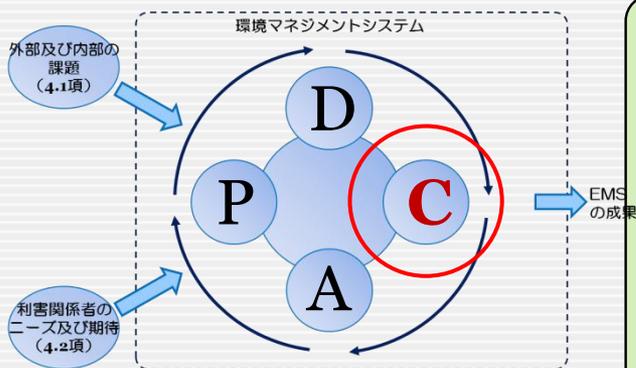
緊急事態への準備及び対応

9.1

監視、測定、分析及び評価

2. ISO 14001:2015 の全体構成

9章 パフォーマンス評価 (Check)



★8章の運用の監視、及び規格の狙い
(環境パフォーマンスの向上) に対する達成状況を分析、評価する。

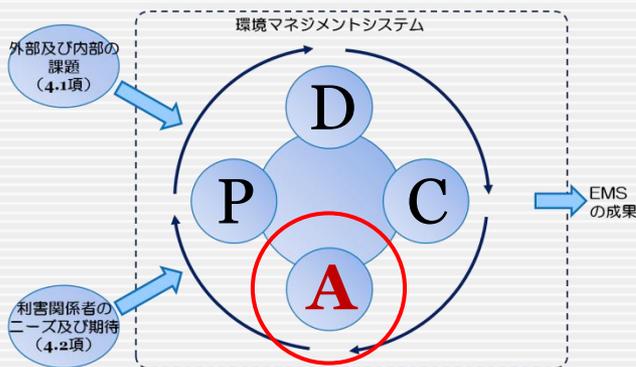
- ・レビューを通じてシステム全体の実施状況を確認する。

★10章の改善につながる。



2. ISO 14001:2015 の全体構成

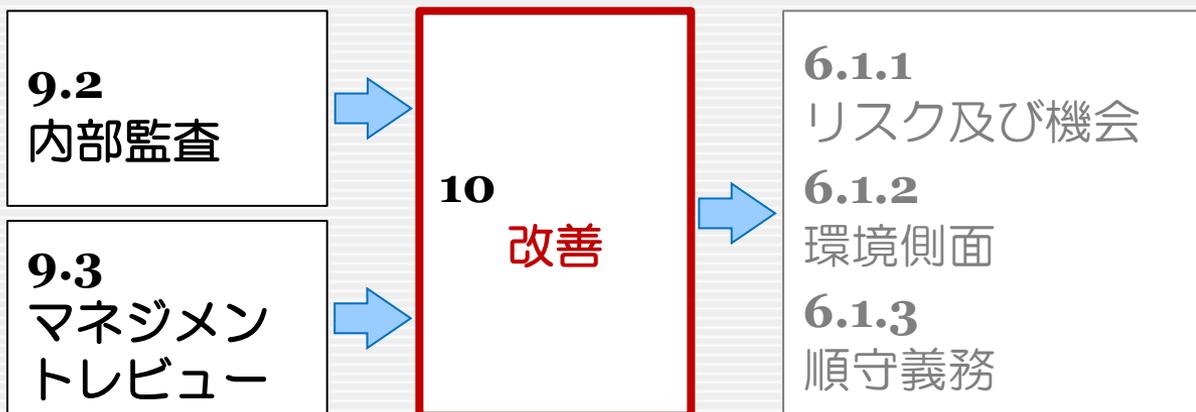
10章 改善(Act)



☆9章のレビューの結果から環境マネジメントシステムの改善を実施する。

- ・環境パフォーマンスを向上するため、EMSの適切性、妥当性及び有効性を改善する。

★次サイクルの6章の計画につながる。



3. 主な用語及び定義

3. 主な用語及び定義

18

3.1 組織及びリーダーシップに関する用語

マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、環境方針、組織、トップマネジメント、利害関係者

3.2 計画に関する用語

環境、環境側面、環境状態、環境影響、目的・目標、環境目標、汚染の予防、要求事項、順守義務、リスク、リスク及び機会

3.3 支援及び運用に関する用語

力量、文書化した情報、ライフサイクル、外部委託する、プロセス

3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語

監査、適合、不適合、是正処置、継続的改善、有効性、指標、監視、測定、パフォーマンス、環境パフォーマンス

1. 組織は、それぞれの事業に適した用語を用いることを選択できる。（附属書A.2 構造及び用語の明確化）

3. 主な用語及び定義

19

3.2.5 目的、目標

達成する結果

3.2.6 環境目標

環境方針と整合のとれた、組織が設定する目標

1. 目的：「組織の目的」「EMSの主要な目的」「環境方針（目標）の目的」など、大きな意味での到達点の意味合いがある。

環境目標：EMSの個々の到達点

2004年版で用いていた「目標」の概念は「環境目標」の用語の中に包含されている。

2004年版と同様に 「目的」「目標」 を使用してもよい。

3. 主な用語及び定義

20

3.2.9 順守義務

組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守すると決めたその他の要求事項。

1. 2004年版で用いていた「法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項」と同意である。
2. 順守義務は、適用される法律及び規制のような強制的な要求事項の他、組織及び業界の標準、契約関係、行動規範、コミュニティグループ又は非政府組織（NGO）との合意のような自発的なコミットメントなどもある。

3. 主な用語及び定義

21

3.2.10 リスク

不確かさの影響

3.2.11 リスク及び機会

潜在的で有害な影響及び潜在的で有益な影響

1. 「リスク及び機会」は一つのフレーズで、好ましい方向と好ましくない方向の双方の影響を意図する用語である。
「リスク」を好ましくない方向、「機会」を好ましい方向と捉えてもよい。
2. 「リスク及び機会」は、
「**4.1** 外部・内部の課題、**4.2** 利害関係者の要求事項」
「**6.1.2** 環境側面」
「**6.1.3** 順守義務」
の3つから発生する課題。

3. 主な用語及び定義

22

3.3.2 文書化した情報

組織が管理、維持するよう求められる**情報**及び**媒体**。

1. 2004年版で用いていた「文書」及び「記録」という名詞に置き換わるものである。

2004年版と同様に「文書」「記録」を使用してもよい。

規格の表現上では

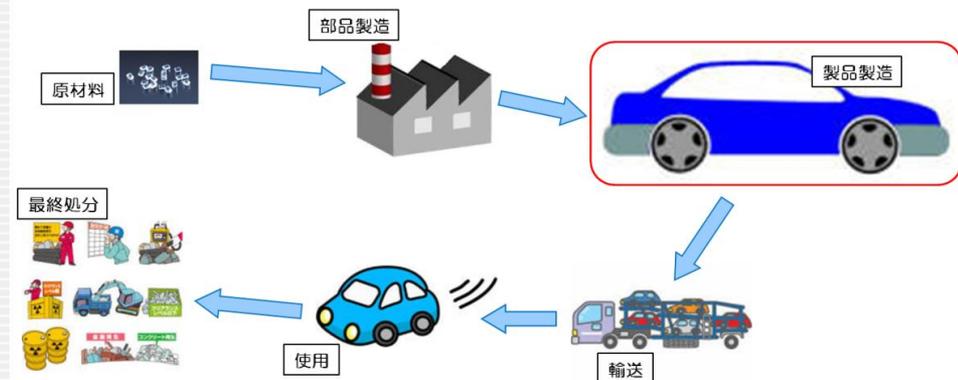
「…維持する；文書」「…保持する；記録」と理解する。

3. 主な用語及び定義

23

3.3.3 ライフサイクル

原材料の取得又は天然資源の産出から、最終処分までを含む、連続的でかつ相互に関連する商品システムの段階群。



1. 資源調達⇒製造⇒流通⇒使用⇒収集・運搬⇒リサイクル⇒適正処理 のライフサイクル全般を考慮し、「天然資源の使用量削減」「資源再利用の可能性向上」「エネルギー消費の削減」「有害な化学物質の使用制限」「廃棄物の発生抑制」等に向けた工夫・配慮を組み込むことにより、製品に係る環境負荷の低減に資することを目的に実施するものである。

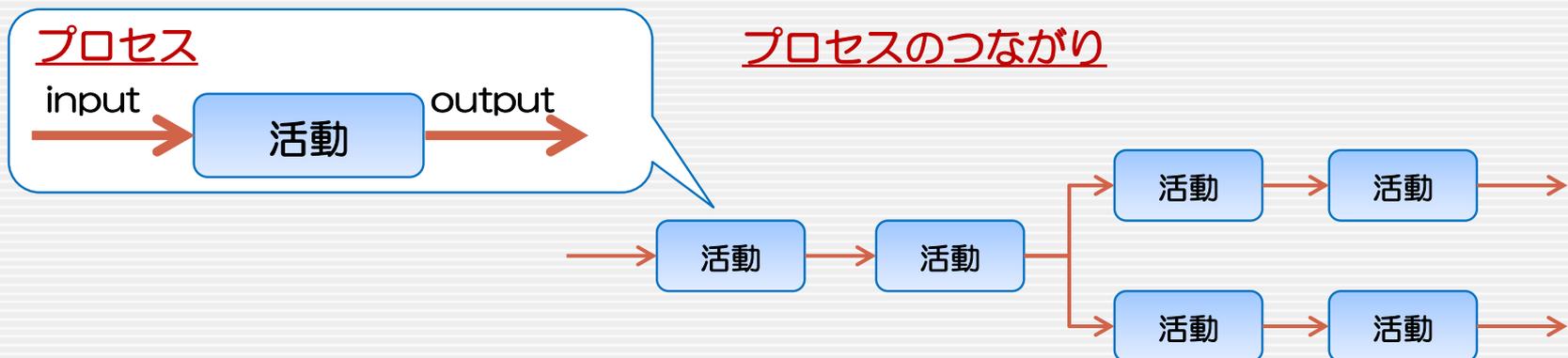
注) 詳細なライフサイクルアセスメントを行う要求ではない。

3. 主な用語及び定義

3.3.5 プロセス

インプットをアウトプットに変換する一連の活動。

1. プロセスには「業務のプロセス」と「環境マネジメントシステム管理のプロセス」の意味合いがあり、後者は前者の一部となり得る。
 - ・業務のプロセス：業務の上流から下流までの流れで捉える。
 - ・EMS管理のプロセス：側面－計画・目標－運用－監視－レビュー。
個別の手順を指す場合もある。
2. 詳細なプロセスアプローチを要求するものではない。

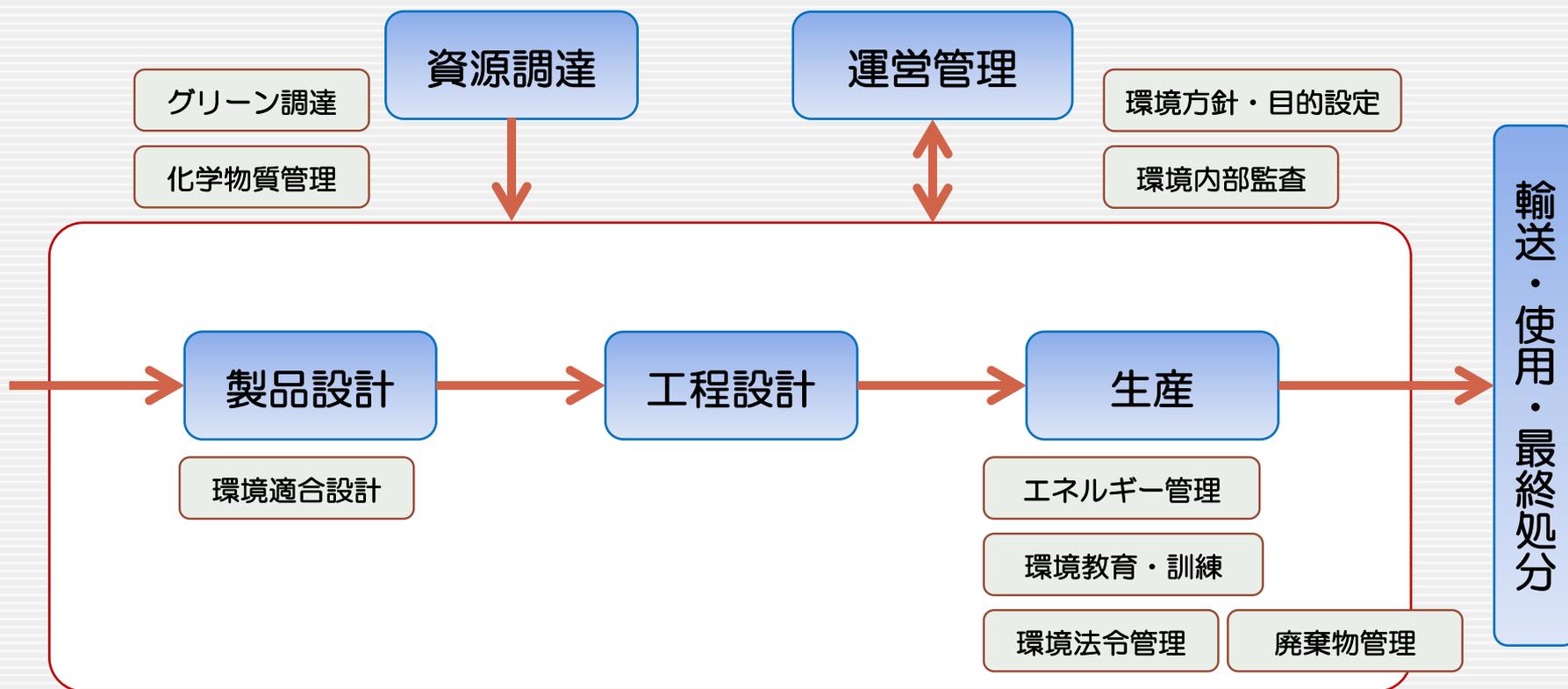


3. 主な用語及び定義

25

3.3.5 プロセス

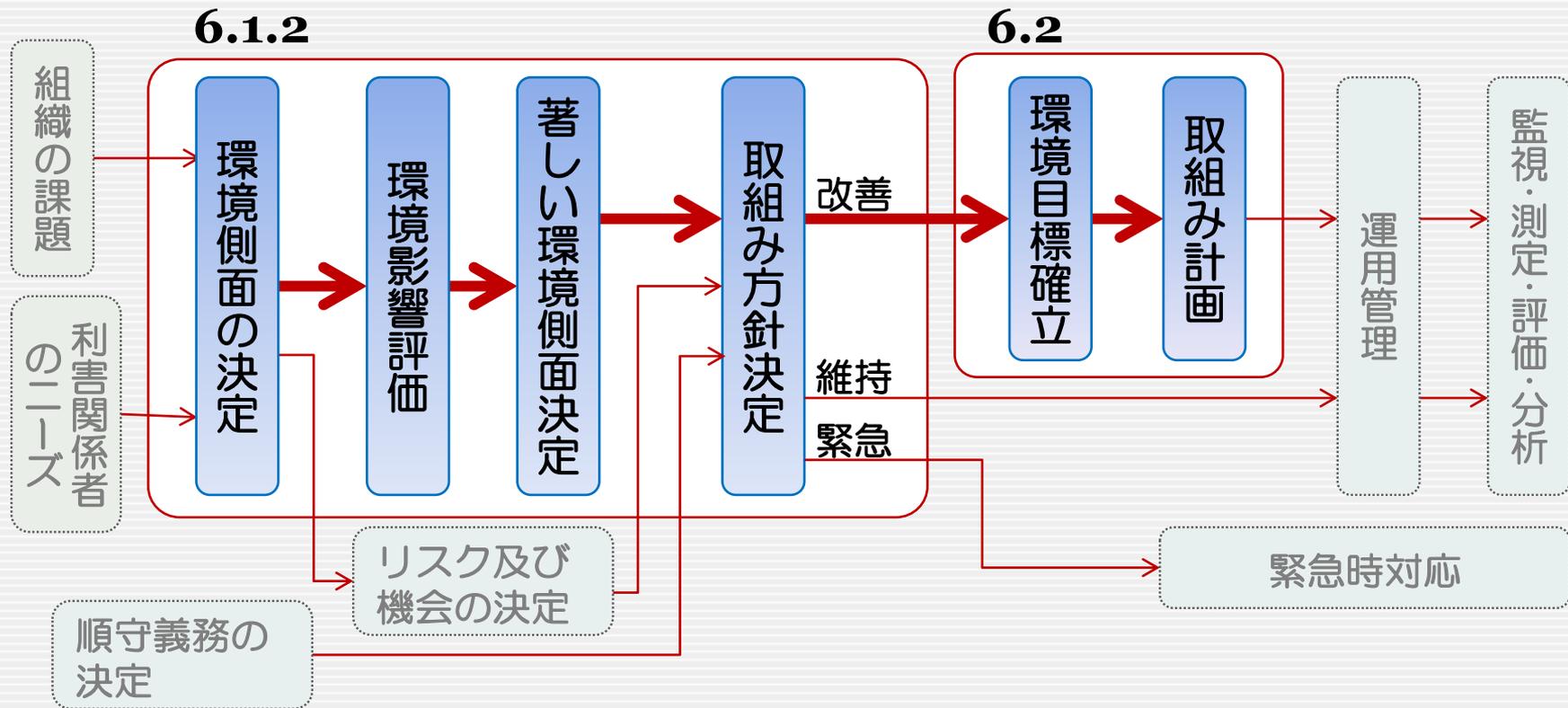
業務のプロセスのつながりの例



3. 主な用語及び定義

3.3.5 プロセス

環境マネジメントシステム管理のプロセスのつながりの例
 (著しい環境側面の決定及び計画立案)



4. 要求事項の解説 (主な変更点)

4. 要求事項の解説（主な変更点）

28

ISO14001改正による要求事項の主な変更点

- 戦略的な環境管理
 - 組織の状況の理解（外部・内部の課題、利害関係者の関心事）
⇒リスクと機会の決定と対応
- リーダーシップ
 - トップのリーダーシップに関する責任の明確化
- 環境保護
 - 汚染の予防に加え、必要に応じ持続可能な資源の利用、気候変動、生物多様性などへの対応拡大
- 環境パフォーマンス
 - パフォーマンスの向上に重点
- ライフサイクル思考
 - EMSによる管理と影響の範囲をライフサイクル全体に拡張
- コミュニケーション
 - 環境コミュニケーション戦略の策定と実施

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）



29

4.1 組織及びその状況の理解

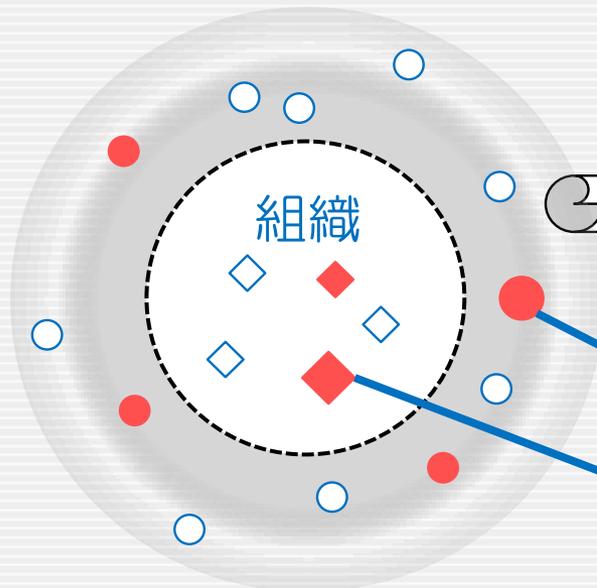
環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、組織の目的に関連した外部及び内部の課題を決定しなければならない。この課題には、組織から影響を受ける、又は組織に影響を与える可能性がある環境状態を含まなければならない。

1. 外部及び内部の主要課題を経営視点レベルで捉える。
環境文書以外（事業方針、事業計画など）でもよい。
2. 外部の課題：社会・経済・法令・技術・業界基準・天災などに関わる自社の大きな課題など。
内部の課題：経営分析の課題・事業方針・固有技術・自社の強みと弱み・リソースなど。
3. 組織と環境状態の間の影響は双方向で捉える。
例：組織が環境に影響を与えるだけでなく、気候変動、資源の枯渇、天災など環境が組織に与える影響も含む。

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）

4.1 組織及びその状況の理解

- 組織の外部の課題
- 環境に関連した外部の課題
- ◇ 組織の内部の課題
- ◆ 環境に関連した内部の課題



事業方針

1. コンプライアンス遵守を徹底するための施策を……
2. 地域との共生を……するために自治区との……
3. 為替変動……は経営体力をつ……術開発……
4. 環境に……した商品の提供を使命とし、あらゆる企業活動を通じ……
5. チームワークの強みを最大限に活かせる企業風土を目指す

Sample

組織(企業)が認識している重要課題の中で、EMSにも関連するものを取り上げる

【例】外部及び内部の課題

| | 課題 |
|----|-----------------------|
| 外部 | 円高による原材料の高騰・原価アップへの対応 |
| 内部 | 環境に配慮した技術・製品の開発 |

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）



31

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

次の事項を決定しなければならない。

- ①環境マネジメントシステムに関連する**利害関係者**
- ②その利害関係者の**ニーズ・期待（要求事項）**
- ③それらのニーズ及び期待の中から組織の**順守義務**となるもの

1. **利害関係者**：顧客・消費者団体・近隣住民・自治体
規制当局・依頼業者・サプライヤー・業界団体
など様々

2. ニーズや期待の中から**順守義務を決定**する。
「〇〇法の順守」「里山の保護」など大きな枠組みで捉える。
詳細な順守義務の決定は**6.1.3 順守義務**で実施すればよい。

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）



32

外部・内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待の例

| | | 課題 |
|-------|----------------------|--|
| 課題 | 外部課題 | 技術力を高め、競争力を維持しつつ国際競争力をつける |
| | | 地域に根ざした企業として、地域の人々の信頼向上、コンプライアンス順守に対する社会的な要請 |
| | | 円高による原材料の高騰・原価アップへの対応 |
| | | 法令の大改正への対応 |
| | 内部課題 | 新工場建設に伴う諸問題への対応 |
| | | 不良率削減による収益率の改善 |
| | | 地震時の製品供給の安定化 |
| 利害関係者 | ニーズ及び期待 | |
| 顧客 | 低燃費車両の提供 | |
| 近隣住民 | 里山の保護、よりよい生活環境の実現・保全 | |
| 行政 | 公共用水の水質保全 | |
| 外部委託先 | 明確な情報共有、伝達 | |
| 供給者 | 発注量、価格の安定 | |

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）



33

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるためにその境界及び適用可能性を決定しなければならない。

適用範囲を決定するとき、次の事項を考慮しなければならない。

① 4.1 外部及び内部の課題

② 4.2 順守義務

③ 組織の単位、機能及び物理的境界

④ 活動、製品及びサービス

⑤ 管理し、影響を及ぼす組織の権限及び能力

定めた適用範囲の中にある全ての活動、製品、サービスが環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。

文書化した情報として維持、利害関係者が入手可能でなければならない。

1. 組織の課題や順守義務そのもの、その対応に関連する重要な側面やリスクに影響の大きい部署、活動などはEMSに含まれていなければならない。

4-1. 4章 組織の状況（要求事項の解説）



34

4.4 環境マネジメントシステム

環境パフォーマンスの向上を含む組織の意図した成果を達成するため、必要なプロセス及びその相互作用を含む、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ継続的に改善しなければならない。

環境マネジメントシステムを確立し維持するとき、4.1及び4.2で決定した課題及び要求事項を考慮しなければならない。

1. 「プロセス」は業務のやり方、流れと捉えると理解し易い。

EMSでは

- ・ EMS全体のPDCAのプロセス
- ・ 6章計画のプロセス（例）
- ・ **6.1.2**著しい環境側面特定のプロセス

など様々な階層でのプロセスがある。

2. プロセス（箇条、要求事項）間のつながりが重要

4-2.5章 リーダーシップ（要求事項の解説）



35

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

- ①環境マネジメントシステムの有効性に対する説明責任を負う
- ②環境方針・環境目標の確立と組織の戦略的な方向性及び組織の状況との両立
- ③事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合
- ④環境マネジメントシステムに必要な資源の確保
- ⑤有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性の伝達
- ⑥環境マネジメントシステムの意図した成果の達成
- ⑦環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮、支援
- ⑧継続的改善の促進
- ⑨関連する管理層がその責任領域でリーダーシップを実証するよう、その役割を支援

4-2.5章 リーダーシップ（要求事項の解説）



36

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

1. 経営層のEMS上の役割、責任が明文化された。
トップが積極的に関与することにより、EMSが有効に機能し、意図した成果の達成をより確実にすることが狙い。
2. これらの行動を委譲してもよいが、実施されたことに対する説明責任は負う。
3. これらの要求事項には、以下のような対応方法がある。
 - ・ マネジメントレビューにおける指示・伝達
 - ・ 環境委員会などで、進捗状況確認と対応指示
 - ・ EMSの取組みの重要性に関するトップの講話・訓示
4. 事業プロセスへの環境マネジメントシステムの統合の例
 - ・ 事業プロセスに関する「組織の状況」を考慮したEMS
 - ・ 会社全体の目標管理の一部として環境実施計画も議論
 - ・ 事業プロセスと連動している間接業務の環境側面の管理

4-2.5章 リーダーシップ（要求事項の解説）



37

5.2 環境方針

トップマネジメントは次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。

- ①組織の目的並びに活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む、組織の状況に適切
- ②環境目標を策定するための枠組み
- ③汚染の予防及び環境保護に対するコミットメントを含む
- ④順守義務を満たすことへのコミットメントを含む
- ⑤環境マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む

環境方針は文書化した情報として維持し、組織内に伝達、また利害関係者が入手可能でなければならない。

1. 環境保護のコミットメントは、組織によって次の事項に関連し得る。（該当しない場合もあり得る）
 - ・ 持続可能な資源の利用
 - ・ 気候変動の緩和及び気候変動への適応
 - ・ 生物多様性及び生態系の保護

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



38

6.1 リスク及び機会への取組み

6.1.1 一般

6.1.1~6.1.4の要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、次の事項を考慮し、

- ① 4.1に規定する課題
- ② 4.2に規定する要求事項
- ③ 環境マネジメントシステムの適用範囲

次の事項に関連するリスク及び機会を決定しなければならない。

- ① 6.1.2環境側面
- ② 6.1.3順守義務
- ③ 4.1及び4.2で決定した、その他の課題及び要求事項

このリスク及び機会は、次の事項のために取り組む必要があるもの。

- ① 環境マネジメントシステムが意図した成果を達成できる確信を与える
- ② 外部の環境状態の影響を含め、望ましくない影響の防止又は軽減
- ③ 継続的改善の達成

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



39

6.1.1 一般

1. 6.1.1リスク及び機会、6.1.2環境側面、6.1.3順守義務を決定するためのプロセスの確立が求められる。
2. 「4章 組織の状況」及び環境マネジメントシステムの適用範囲を考慮し、リスク及び機会を決定する。
 - ・ リスク及び機会は「環境側面」「順守義務」「組織の状況」から発生する課題と考える。
3. リスク及び機会はEMSの運用（環境側面決定・管理や順守義務管理、力量確保など）に対して、弊害または促進となるような要因（影響）を捉えると良い。

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



40

リスク及び機会の例

| | 取組み事項 | 考慮した項目 | 方針 |
|-------------|-------------------------------|--------|----|
| リスク及び 機会 | 急激な円高に伴う収益の悪化⇒環境投資の圧縮・凍結 | 外部の課題 | 維持 |
| | 津波、地震による被災⇒漏洩、流出などの環境事故 | 外部の課題 | 維持 |
| | ライン増設に伴う組織の変更と人の異動⇒順守評価員の要員不足 | 内部の課題 | 改善 |
| | 周辺宅地化による近隣人口の増加⇒近隣住民からの臭気苦情拡大 | 利害関係者 | 維持 |
| | 近隣住民からの騒音苦情拡大 | 環境側面 | 維持 |
| | 法改正の特定洩れ⇒定期点検未実施で順守を満たさない | 順守義務 | 改善 |
| | 省エネ設備導入への助成金制度の開始 | 機会 | 機会 |

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



41

6.1.1 一般

適用範囲の中で、環境影響を与える可能性のあるものを含め、**潜在的な緊急事態を決定**しなければならない。

次の事項に関する**文書化した情報を維持**しなければならない。

① 取り組む必要がある**リスク及び機会**

② 6.1.1～6.1.4のプロセスが計画どおりに実施されることに確信をもつために必要な程度の、これらの**プロセス**

1. **緊急事態**は、従来の流出などの事象だけでなく、組織によっては組織のEMSにマイナスの影響を与える可能性があり、かつ緊急の対応が必要となる事態があれば決定する。
2. 規格の文言としては「事故」という用語はなくなった。「緊急事態」ですべてを包括するが、**2004年版と同様に「事故」を使用してもよい。**

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



42

緊急事態の例

| | 取組み事項 | 考慮した項目 | 方針 |
|------|-----------------------------|--------|----|
| 緊急事態 | 重油タンクへの給油時の漏洩 | 環境側面 | 緊急 |
| | 豪雨時、油水分離槽のオーバーフローによる油流出 | 環境側面 | 緊急 |
| | 地震発生時、設備損壊による大量流出に対する対応人員不足 | EMS運用 | 緊急 |

1. 「リスク及び機会」と「緊急事態」の区別は、実施事項の違いで区別するとよい。
 - ・ リスク及び機会：リスクを最小化する活動（予防処置）
 - ・ 緊急事態：起こってしまったことに対する対応

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



43

6.1.2 環境側面

ライフサイクルの視点を考慮し、組織が管理できる及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面、並びにそれらに伴う環境影響を決定しなければならない。

環境側面を決定するとき、次の事項を考慮に入れなければならない。

- ① 計画又は新規の開発、並びに変更された活動、製品及びサービスを
含む変更
- ② 非通常の状況及び合理的に予見できる**緊急事態**

設定した基準を用いて、著しい環境影響を与える又は与える可能性のある側面（著しい環境側面）を決定しなければならない。

必要に応じて組織内に著しい環境側面を伝達しなければならない。

次の事項について文書化した情報を維持しなければならない。

- ① 環境側面及びそれに伴う環境影響
- ② 著しい環境側面を決定するために用いた基準
- ③ 著しい環境側面

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



44

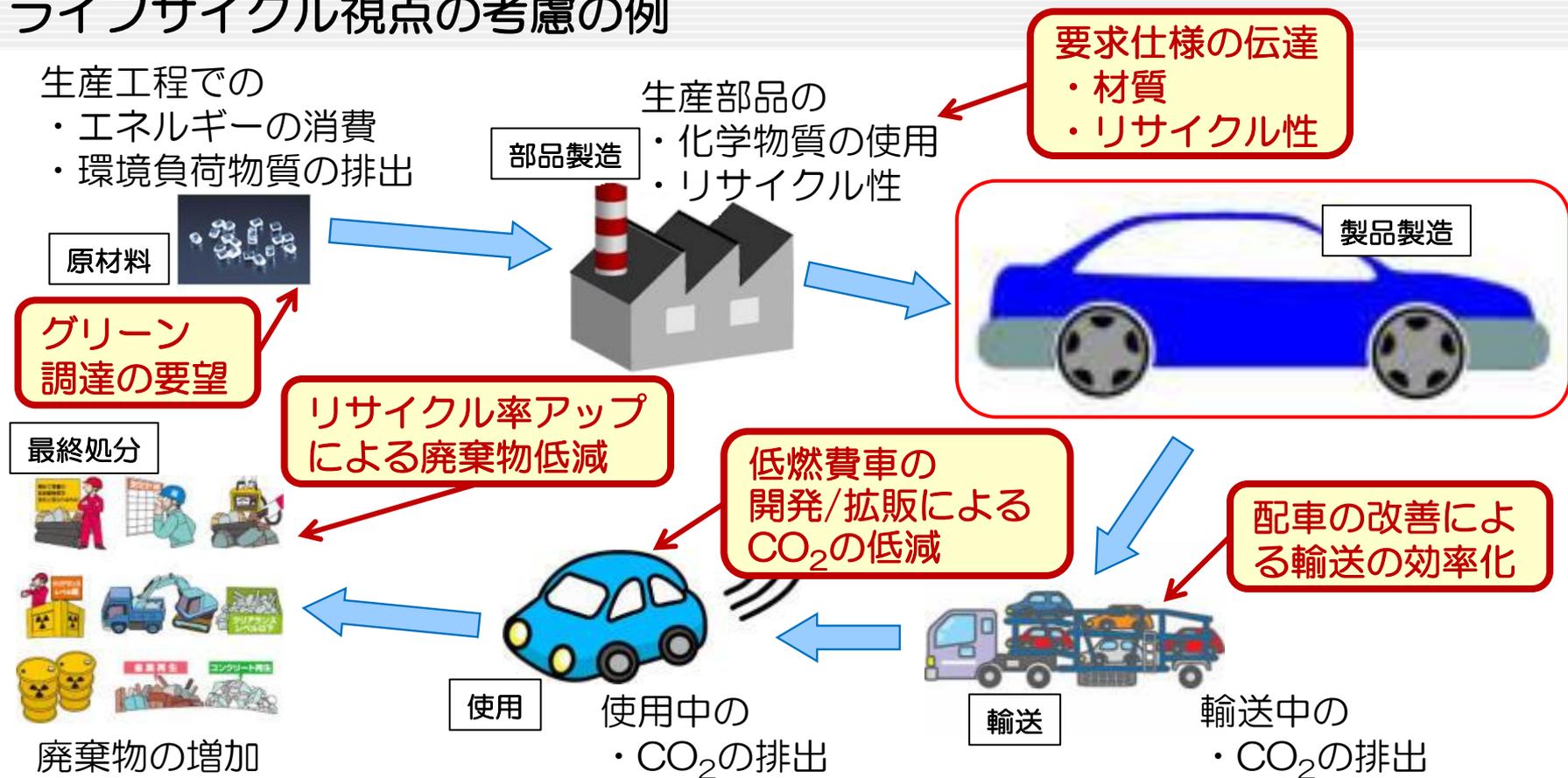
6.1.2 環境側面

1. 環境側面の決定は現行要求事項と同等であるが、以下の追加要求がある。
 - ・ ライフサイクルの視点を考慮
 - ・ 環境側面に伴う環境影響の決定
 - ・ 潜在的な緊急事態の考慮
 - ・ 環境影響及び著しい環境側面決定の基準の文書化
2. 著しい環境側面決定の基準は、必ずしも定量的な基準である必要は無い。「法的要求、環境影響大、苦情有の何れかに該当する場合は決定」でも良い。
3. 文書化の要求は2004年版に対して追加がある。
 - ・ 環境側面及びそれに伴う環境影響
 - ・ 著しい環境側面を決定するために用いた基準
 - ・ 著しい環境側面

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）

6.1.2 環境側面

ライフサイクル視点の考慮の例



4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



46

著しい環境側面の例

| | 取組み事項 | 考慮した項目 | 方針 |
|---------|-----------------------------|---------|------|
| 著しい環境側面 | 新規導入プレス機からの騒音発生 | 内部の課題 | 維持 |
| | 設備の新設、移設工事に伴う廃棄物の増加 | 計画した変更 | 改善 |
| | シミュレーションの適用活用拡大による設計・開発の効率化 | 有益な側面 | 改善 |
| | 納入先への配送（トラック輸送）時の排気ガス | ライフサイクル | 改善 |
| | 調達（原材料）への環境負荷物質の低減要望 | ライフサイクル | 改善 |
| | リサイクルが可能となる設計による廃棄物の低減 | ライフサイクル | 改善 |
| | 重油タンクへの給油時の漏洩 | | 緊急事態 |

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



47

6.1.3 順守義務

次の事項を実施しなければならない。

- ①環境側面に関連する順守義務を決定し、参照する。
- ②順守義務を組織にどのように適用するか決定する。
- ③環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、順守義務を考慮に入れる。

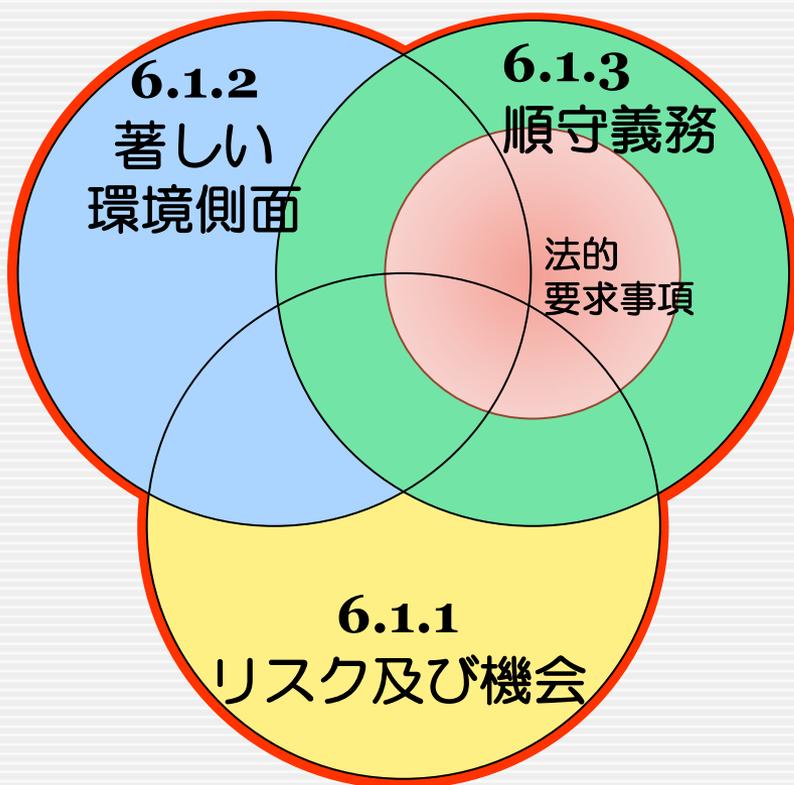
順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。

1. 順守義務は環境側面への適用のみでなく、組織への適用が追加されている。順守義務の中から組織に適用される要求事項に関して以下のような考慮をすると良い。
 - ・年間計画表で、申請・届出・報告義務などを管理
 - ・要求される資格関係の力量管理
 - ・年間計画表・チェックシートなどを用いた順守評価

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）

6.1 リスク及び機会への取組み

著しい環境側面、順守義務、リスク及び機会の関係



環境側面・順守義務・リスク及び機会の関係は左図のように考える。

- ・ 著しい環境側面、順守義務が確実に決定されていること。
- ・ 重複部分をいづれに分類するかは、組織の判断で良い。
- ・ 関連条項
 - 4. 組織及びその状況の理解
 - 6.1.4 取組みの計画策定
 - 6.2.1 環境目標
 - 9.2 内部監査
 - 9.3 マネジメントレビュー

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）

6.1 リスク及び機会への取組み

リスク及び機会、著しい環境側面、順守義務の決定



組織の課題、利害関係者の要求を考慮し、著しい環境側面、順守義務を決定する

組織の課題、利害関係者の要求、著しい環境側面、順守義務から、リスク及び機会を決定する

6.1.1～6.1.3のアウトプットは

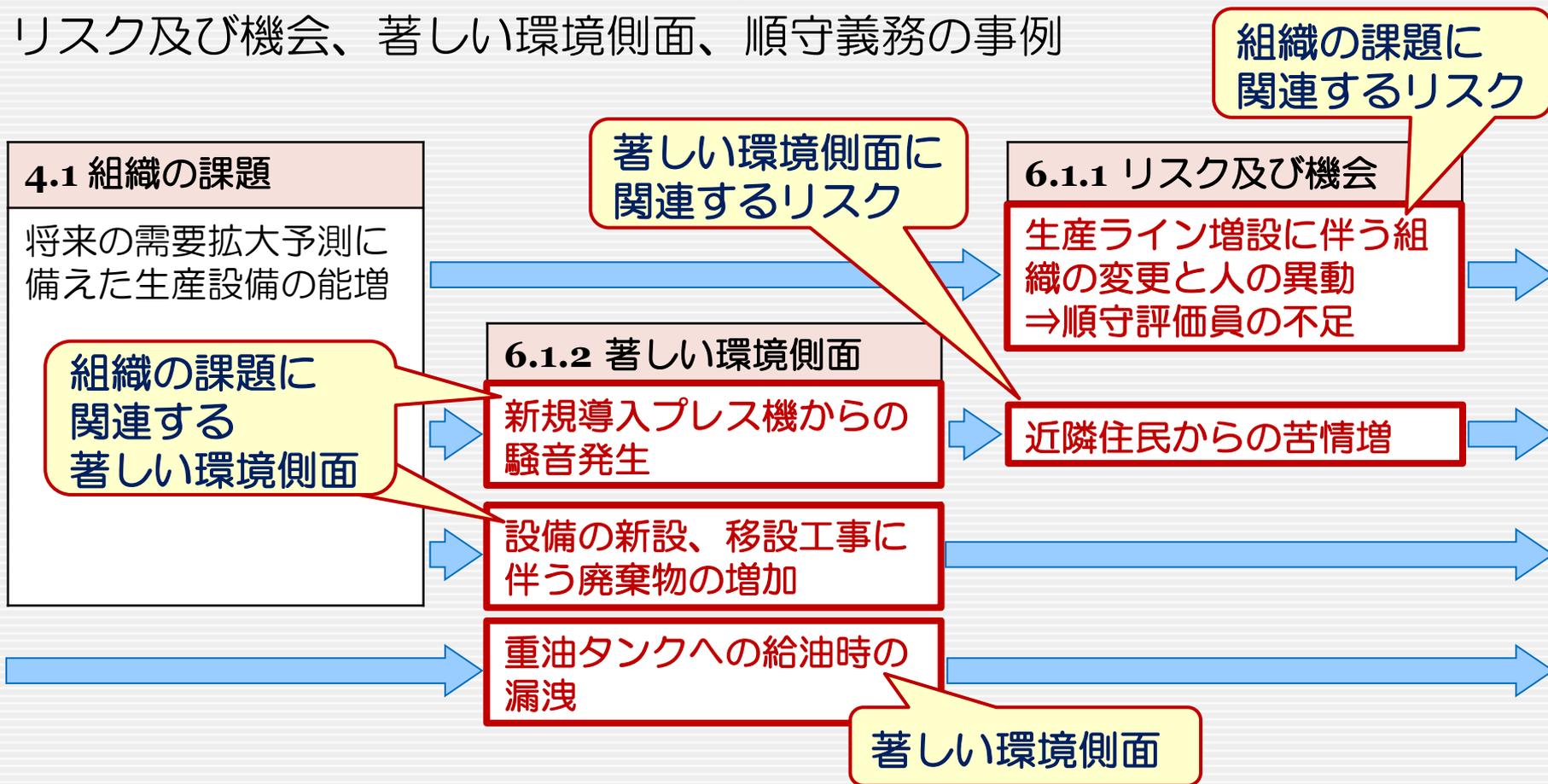
- ・ 著しい環境側面一覧
- ・ 順守義務一覧
- ・ リスク及び機会一覧

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



6.1 リスク及び機会への取組み

リスク及び機会、著しい環境側面、順守義務の事例



4-3. 6章 計画（要求事項の解説）

51

6.1.4 取組みの計画策定

次の事項を計画しなければならない。

- ① 著しい環境側面、順守義務、リスク及び機会への取組み
- ② その取組み事項の、環境マネジメントシステムプロセス（**6.2**、箇条7、箇条8、**9.1**）又は他の事業プロセスへの統合及び実施の方法
- ③ 取組みの有効性の評価の方法

取組みを計画するとき、技術上の選択肢、並びに財務上、運用上及び事業上の要求事項を考慮しなければならない。

1. 著しい環境側面、順守義務、リスク及び機会に対し「維持管理」「改善項目」「緊急事態」などの取組み方針を明確にする。
 - ・ 「維持管理」項目は**6.2**以降で運用、監視、順守評価実施。
 - ・ 「改善項目」項目は**6.2**以降で環境目標、計画、運用、監視につなげる。

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



52

6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

6.2.1 環境目標

著しい環境側面及び順守義務を考慮に入れ、かつリスク及び機会を考慮し、関連する機能及び階層において、**環境目標を確立**しなければならない。

環境目標は、次の事項を満たさなければならない。

- ①環境方針との整合
- ②測定可能（実行可能な場合）
- ③監視
- ④伝達
- ⑤必要に応じて更新

環境目標に関する文書化した情報を維持しなければならない。

1. 管理は必須であるが、特に**6.1.4**で「改善項目」として挙げた項目については、環境目標の設定が必要。

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



53

6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

環境目標の達成に向け計画するとき、次の事項を決定しなければならない。

- ①実施事項
- ②**必要な資源**
- ③責任者
- ④達成期限
- ⑤**結果の評価方法。**測定可能な環境目標の達成に対する進捗を監視するための指標を含む

環境目標を達成するための取組みを事業プロセスにどのように統合するかについて考慮しなければならない。

1. 目的達成が可能となるまで実施事項を積み上げていることが必要。その為には各実施事項の達成効果予測が望まれる。
2. 資源について特別な又は新規・追加の人・モノ・予算などが必要なときは特に明確化必要。

4-3. 6章 計画（要求事項の解説）



6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定の例

| | 取組み事項 | 実施事項 | 目標 | 達成方策 | 予想効果 | 資源 | 責任者 | 評価方法 | 期限 |
|---------|---------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-----------|------|--------------------------------|-----|
| リスク及び機会 | 順守評価員の要員不足 | 新たな順守評価員確保 | 1名/課 | 候補者指名とOJT実施 | 1.5名/課 | 工数 20h | 各課長 | 評価員名簿登録者数 | 10月 |
| | 法改正の定期点検未実施 | 法令特定手順の見直し | 見直し完了 | 最新法令の検索システム導入 | 最新法令特定手順確立 | 10万円/年 | 総務課長 | 定期順守評価 ・手順書 ・特定結果 | 12月 |
| | 省エネ設備導入への助成金制度開始 | 設備導入計画策定と助成金の申請 | 申請1件 | 事務棟の照明のLED化推進 | 制度基準を満たし、申請可能 | 80万円 | 総務部長 | 定期順守評価 ・進捗管理 ・申請状況 | 8月 |
| 著しい環境側面 | 設備の新設、移設工事に伴う廃棄物増加 | リユース・リサイクル推進で工事に伴う廃棄物削減 | 廃棄物増加10%以内 | WG活動で再利用品の検討と提案 | 廃棄物増加8% | — | 設備課長 | 毎月の監視 ・再利用品目 ・廃棄物削減量 | 年度末 |
| | シミュレーションの適用拡大による設計・開発の効率化 | 新たな分野でのシミュレーション導入 | 電力削減△7% (45万kWh) | WG活動で境界条件の同定とモデル検証、計算導入 | 電力削減50万kWh | 工数 60h | 設計部長 | WG定例会議 ・シミュレーション確立 ・削減工数 | 2月 |
| | 納入先への配送時の排気ガス | 輸送便数の削減 | △10t・CO ₂ | 納入先グループ化で効率化 | △12t・CO ₂ | — | 総務課長 | 定期順守評価 ・輸送便数 | 10月 |

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）

55

7.2 力量

次の事項を実施しなければならない。

- ① 環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務をその管理下で行う人に必要な力量の決定
- ② 適切な教育、訓練又は経験に基づく力量の確保
- ③ 環境側面及びEMSに関する教育訓練のニーズの決定
- ④ 必要な力量を習得するための処置の実施、とった処置の有効性の評価
力量の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

1. 対象者は著しい環境影響の原因となる作業を実施する人だけでなく、環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務に関連する業務を行う人が追加された。
例：内部監査チーム、順守評価員、設計・企画など
2. 誰にどのような力量が必要かのニーズを明確にし、教育・訓練などを行い、有効性を評価（力量判定）する。

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）



56

7.3 認識

組織の管理下で働く人々が次の事項に関して認識をもたなければならない。

- ①環境方針
- ②自分の業務に関連する著しい環境側面及びそれに伴う顕在又は潜在的な環境影響
- ③環境パフォーマンスの向上によって得られるものを含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する貢献
- ④順守義務を満たさない、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

1. 「認識」は「自覚」と同意に捉えて良い。
2. 認識すべき内容は、2004年版とほぼ同等である。
3. 手順に関する要求は削除されているが、どのようにして認識をもたせるかが明確になっていることが望ましい。

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）



57

7.4 コミュニケーション

7.4.1 一般

次の事項を含む、環境マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

- ①内容
- ②実施時期
- ③対象者
- ④方法

コミュニケーションプロセスを確立するとき、次の事項を実施しなければならない。

- ①順守義務を考慮に入れる
- ②伝達される環境情報が、EMSで作成された情報と整合するよう、信頼性を確保する

環境マネジメントシステムに関連するコミュニケーションに対応しなければならない。

必要に応じてコミュニケーションの証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）



58

7.4.2 内部コミュニケーション

次の事項を実施しなければならない。

- ①必要に応じて、環境マネジメントシステムに関連する情報に関して、組織の様々な階層及び機能間でコミュニケーションを行う。
- ②コミュニケーションプロセスが、組織の管理下で働くの人々の継続的改善への寄与を可能にすることができるようにする。

1. 内部コミュニケーションのプロセスを確立し、実施する。
2. このプロセスには、コミュニケーションの内容・実施時期・対象者・方法などを含む。
3. 環境パフォーマンスに関連する情報を伝達する。
4. コミュニケーションの結果に関して、必要に応じて文書化した情報（記録）を作成する。

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）



59

7.4.3 外部コミュニケーション

コミュニケーションプロセス及び順守義務による要求に従って、環境マネジメントシステムに関連する情報について外部コミュニケーションを実施しなければならない。

1. 外部コミュニケーションのプロセスを確立し、実施する。
2. このプロセスには、コミュニケーションの内容・実施時期・対象者・方法などを含む。
3. 外部コミュニケーションは、外部からの情報の受付だけでなく、環境パフォーマンスに関連する情報など外部への情報発信があるとよい。
4. 順守義務による要求に従った監督官庁への申請、報告などもある。（**6.1.3**順守義務で対応してもよい。）
5. コミュニケーションの結果に関して、必要に応じて文書化した情報（記録）を作成する。（苦情、行政指導など）

4-4. 7章 支援（要求事項の解説）



60

7.4.3 外部コミュニケーション

6. 外部コミュニケーションの一つとして、外部への情報発信があるが、内容は組織により異なる。

外部コミュニケーション（外部への情報発信）の例

| 外部への情報発信 |
|---|
| 近隣住民への環境活動報告会（例； 4.2 利害関係者の要求事項=順守義務に従って） |
| 自治会等との懇談会 |
| 地域清掃活動への参加 |
| グループ会社での環境活動報告 |
| Webサイトでの環境理念・活動報告などの情報公開 |
| 環境報告書で環境パフォーマンスを公開 |
| 監督官庁への届出、申請、報告（法的要求事項⇒ 6.1.3 順守義務で対応してもよい） |

4-5. 8章 運用（要求事項の解説）



61

8.1 運用の計画及び管理

次に示す事項の実施より、EMSの要求事項を満たすため、6.1及び6.2で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを確立し、実施し、管理し、維持しなければならない。

- ①プロセスに関する運用基準の設定
- ②運用基準に従った、プロセス管理の実施

計画した変更の管理、意図しない変更によって生じた結果のレビューより必要に応じて有害な影響を緩和する処置を実施しなければならない。

外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならない。これらの管理又は影響の方式、程度はEMSの中で定めなければならない。

1. **6章の取組みを実施するためのプロセス及びその運用基準を設定する。**（基準：**到達レベル・目標・判断基準**など。）
2. 外部委託したプロセスはEMSに含めなければならない。（外部の組織はEMSに含めなくてもよい。）

4-5. 8章 運用（要求事項の解説）

8.1 運用の計画及び管理

6.1.4 取組みの計画策定

6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

8.1 運用の計画及び管理

6.1.4、6.2.2、
8.1の計画は一体化してもよい
(例：下表)

6.1.4

6.2.2

8.1

| 取組み事項 | 維持管理/改善 | 目標 | 達成方策 | 予想効果 | 責任者 | 基準 | 期限 | 資源 | スケジュール | | | | | | | | | | | | 確認 | 指示コメント |
|---------|---------|----|------|------|-----|----|----|----|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|--------|
| | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | |
| 著しい環境側面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 順守義務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リスク機会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

Sample

4-5. 8章 運用（要求事項の解説）



63

8.1 運用の計画及び管理

ライフサイクルの視点に従い次の事項を実施しなければならない。

- ①製品又はサービスの設計/開発プロセスにおいて、環境上の要求事項が取り組まれていることを確実にするための管理の確立
 - ②必要に応じて、製品及びサービスの調達に関する環境上の要求事項の決定
 - ③請負者を含む外部提供者に対する、関連する環境上の要求事項の伝達
 - ④製品及びサービスの輸送(提供)、使用、使用後の処理及び最終処分に伴う、潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供する必要性の考慮
- プロセスが計画どおりに実施されたことに確信をもつために必要な程度の**文書化した情報を維持**しなければならない。

1. ライフサイクル視点の「調達」「設計プロセス」「契約者などへの要求事項」などに関する要求は、2004年版でも影響を及ぼす事が出来る側面、要求事項の伝達などで運用されている場合があるが、**より具体的にライフサイクル視点の考慮を求めている。**

4-6. 9章 パフォーマンス評価（要求事項の解説）



64

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

環境パフォーマンスを監視し、測定し、分析し、評価しなければならない。
次の事項を決定しなければならない。

- ①監視及び測定が必要な対象
- ②妥当な結果を確実にするための監視、測定、分析及び評価の方法
- ③環境パフォーマンスを評価するための基準及び適切な指標
- ④監視及び測定の実施時期
- ⑤監視及び測定の結果の、分析及び評価の時期

必要に応じて校正された又は検証された監視及び測定機器を使用、維持しなければならない。

環境パフォーマンス及び環境マネジメントシステムの有効性を評価しなければならない。

関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方向のコミュニケーションを実施しなければならない。

監視、測定、分析及び評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

4-6. 9章 パフォーマンス評価（要求事項の解説）



65

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

1. 監視測定のための対象、方法、基準、実施時期などは、**6章**の計画段階で決定することになる。
2. 監視測定の結果の分析、評価の実施が追加されている。分析、評価は単なる○×評価でなく、基準に対する達成度、推移傾向の分析などから、**各項目の有効性をみること**である。

4-6. 9章 パフォーマンス評価（要求事項の解説）



66

9.1.2 順守評価

順守義務を満たしていることを評価するためのプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

次の事項を実施しなければならない。

- ① 順守評価の頻度を決定する。
- ② 順守評価を実施し、必要な場合には処置をとる。
- ③ 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

1. 頻度と合わせて時期も決定するのが適切である。
2. 順守義務（法令など）に関する最新の情報を把握していることが求められる。その為には関係する人の力量確保を教育等のプロセスに組み込む必要がある。

4-6. 9章 パフォーマンス評価（要求事項の解説）



67

9.2 内部監査

9.2.1 一般

環境マネジメントシステムが次に示す状況にあるか否かに関する情報を提供するために、あらかじめ計画した間隔で内部監査を実施しなければならない。

① 次の事項に適合している。

- 組織自身が規定した環境マネジメントシステムに関する要求事項
- この規格の要求事項

② 有効に実施され、維持されている。

1. 監査手順の要求が削除されているが、作成することが望ましい。

9.2 内部監査

9.2.2 内部監査プログラム

内部監査の頻度、方法、責任、計画要求事項及び報告を含む、内部監査プログラムを確立し、実施し、維持しなければならない。

内部監査プログラムは、関連するプロセスの環境上の重要性、組織に影響を与える変更及び前回までの監査の結果を考慮に入れなければならない。

次の事項を実施しなければならない。

- ①各監査の監査基準及び監査範囲を明確にする。
- ②監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。
- ③監査の結果を関連する管理層に報告する。

監査プログラムの実施及び結果の証拠として、文書化した情報を保持する。

1. 内部監査プログラムの作成が求められている。

内部監査プログラムは、内部監査を有効に実施、維持するために作成する、一連のPDCAの計画。

4-6. 9章 パフォーマンス評価（要求事項の解説）



内部監査プログラムの例

| 準備 | 実施事項 |
|-----------------------|--|
| トップの指示（個々の監査の目的、重点項目） | 順守評価及び力量に重点 第1回はシステム、第2回は運用を監査 |
| 内部監査管理者、リーダーの役割と責任決定 | 監査リーダー：AAAA |
| 監査員の教育、育成 | 前期 2015年7月（OJT:CCCC） 後期 2016年2月（OJT:DDDD） |
| 監査員チームの選定 | 第1回 BBBB、CCCC 第2回 BBBB、DDDD |
| 監査及び報告予定 | スケジュール |
| 内部監査の計画書発行 | ★ ★ |
| 内部監査の実施 | ★ ★ |
| 監査結果報告&トップ指示 | ★ ★ |
| プログラムの見直し（監視、レビュー） | ★ |
| 次年度への提案（改善） | ★ |

9.3 マネジメントレビュー

EMSが継続的に適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、計画した間隔で、環境マネジメントシステムをレビューしなければならない。マネジメントレビューは、次の事項を考慮しなければならない。

- ① 前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況
- ② **外部及び内部の課題、順守義務を含む利害関係者のニーズ、著しい環境側面、リスク及び機会に関する変化**
- ③ 環境目標が達成された程度
- ④ 不適合及び是正処置、監視及び測定の結果、順守義務への適合、監査結果の傾向を含む環境パフォーマンスに関する情報
- ⑤ 資源の妥当性
- ⑥ 苦情を含む、利害関係者からの関連するコミュニケーション
- ⑦ 継続的改善の機会

1. インプットの要求がなくなり、**考慮すべき事項**としての要求となったが、トップが判断するための情報提供は必要。項目として「課題」「順守義務」「環境側面及びリスク」に関する**変化が追加**された。

9.3 マネジメントレビュー

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項を含まなければならない。

- ① 継続的な適切性、妥当性及び有効性に関する結論
- ② 継続的改善の機会に関する決定
- ③ 資源を含む、環境マネジメントシステムの変更の必要性に関する決定
- ④ 環境目標が達成されていないときの処置
- ⑤ 必要な場合、事業プロセスへのEMSの統合を改善するための機会
- ⑥ 組織の戦略的な方向性についての示唆

組織は、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

1. EMSの有効性に関するトップ判断はリーダーシップの要求にもつながる。
2. アウトプット要求が具体的となった。何れもどう対応するかの指示が重要。記録に残す。
3. 「組織の戦略的な方向性についての示唆」は、これと整合している「環境方針の改訂の必要性」に置き換えても良い。

4-7. 10章 改善（要求事項の解説）



72

10.2 不適合及び是正処置

不適合が発生した場合、次の事項を実施しなければならない。

- ①不適合に対処し、該当する場合には次の事項を実施する。
 - － 不適合を管理し、修正するための処置をとる。
 - － 有害な環境影響の緩和を含め、起こった結果に対処する。
- ②再発又は他のところで発生しないよう、次の事項によって**不適合の原因を除去する処置の必要性を評価する**。
 - － 不適合をレビューする。
 - － 原因を明確にする。
 - － 類似の不適合の有無、発生する可能性を明確にする。
- ③必要な処置を実施する。
- ④**とった是正処置の有効性をレビューする**。
- ⑤必要な場合、環境マネジメントシステムの変更を行う。

是正処置は、不適合のもつ影響の大きさに応じたものでなければならない。

不適合の性質及びとった処置、是正処置の結果の証拠として、**文書化した情報を保持**しなければならない。

4-7. 10章 改善（要求事項の解説）



73

10.2 不適合及び是正処置

1. 「予防処置」という表現がなくなったが、EMSの取組み全体が予防処置に結び付いているという考え方である。
2. 手順の要求が無くなった。確実なプロセスが踏めるような帳票があれば、それに対応することも可能である。
3. 類似の不適合の有無、再発の可能性有無を明確にするための「水平展開」の具体的な要求が明記された。関連規定への織込み及び是正処置報告書での明確化が必要。検出された不適合の是正処置の前に、類似の不適合の有無、発生する可能性の明確化を要求しているため、その対応が必要。
4. 「是正処置の結果」は「処置の有効性」と捉える。

4-8. 文書類一覧



74

◆：新たに作成が必要と思われる文書類

| 関連箇条 | | 文書及び記録【例】 | | 種別 | 要求 | 推奨 | |
|-------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------------|----|----|---|
| 4.1 | 組織及びその状況の理解 | 外部及び内部の課題 | | 文書 | | ◆ | |
| 4.2 | 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | 利害関係者とその要求事項及び順守義務 | | 文書 | | ◆ | |
| 4.3 | 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 | 環境マネジメントシステムの適用範囲 | | 文書 | ○ | | |
| 5.2 | 環境方針 | 環境方針 | | 文書 | ○ | | |
| 5.3 | 組織の役割、責任及び権限 | 役割、責任と権限 | | 文書 | | ○ | |
| 6.1 | リスク及び機会への取組み | 6.1.1 | 一般 | リスク及び機会、著しい環境側面、順守義務決定プロセス | 文書 | ○ | |
| | | | リスク及び機会 | 文書 | ◆ | | |
| | | 6.1.2 | 環境側面 | 環境側面及びそれに伴う環境影響 | 文書 | ○ | |
| | | | | 著しい環境側面を決定するために用いた基準 | 文書 | ○ | |
| 6.1.3 | 順守義務 | 著しい環境側面 | 文書 | ○ | | | |
| 6.2 | 環境目標及びそれを達成するための計画策定 | 6.2.1 | 環境目標 | 順守義務に関する文書化した情報 | 文書 | ○ | |
| | | 6.2.2 | 環境目標を達成するための取組みの計画策定 | 取組み計画 | 文書 | | ○ |
| 7.2 | 力量 | 力量のニーズと付与方法 | | 文書 | | ◆ | |
| 7.4 | コミュニケーション | 7.4.1 | 一般 | 力量評価の結果 | 記録 | ○ | |
| | | | | コミュニケーションプロセス | 文書 | | ◆ |
| 8.1 | 運用の計画及び管理 | | | コミュニケーションの証拠 | 記録 | ○ | |
| | | | | 運用計画、手順書など | 文書 | ○ | |
| 8.2 | 緊急事態への準備及び対応 | | | 運用の結果 | 記録 | ○ | |
| | | | | 外部委託の管理要領 | 文書 | | ○ |
| 9.1 | 監視、測定、分析及び評価 | 9.1.1 | 一般 | 緊急事態対応プロセス | 文書 | ○ | |
| | | | | 緊急事態対応プロセスのテスト結果、教育訓練の結果 | 記録 | ○ | |
| 9.2 | 内部監査 | 9.2.2 | 内部監査プログラム | 監視、測定、分析及び評価プロセス(手順) | 文書 | | ○ |
| | | | | 監視、測定、分析及び評価の結果 | 記録 | ○ | |
| 9.3 | マネジメントレビュー | | | 順守評価の結果 | 記録 | ○ | |
| | | | | 監査プログラム・監査プロセス | 文書 | ○ | |
| 10.2 | 不適合及び是正処置 | | | 監査計画 | 文書 | | ○ |
| | | | | 監査結果 | 記録 | ○ | |
| 10.2 | 不適合及び是正処置 | | | マネジメントレビューの結果 | 記録 | ○ | |
| | | | | 是正処置プロセス(手順) | 文書 | | ○ |
| 10.2 | 不適合及び是正処置 | | | 不適合の性質及びとった処置 | 記録 | ○ | |
| | | | | 是正処置の結果 | 記録 | ○ | |

5. 今後の移行準備

5. 今後の移行準備

76

ISO 14001:2015版への移行対応について

1. 2015年版規格と現在運用されている各組織様のEMSの差異確認及び対応方法の検討は、現在の情報を基に開始すると早い対応が行えます。
ISまでの規格変更点に関する修正は必要になります。
2. 環境マニュアルを10章構成に書き変えることは必須ではありません。
しかしながら今後の規格改正への対応、また将来の他マネジメントシステムとの統合を考えると、10章構成であることを推奨します。

5. 今後の移行準備

差異確認表の使い方

規格要求事項

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

次の事項の決定

- ①監視及び測定の対象の決定(著しい環境影響を与える業務、順守義務、運用管理、環境目的に対する進捗)
- ②監視、測定、分析及び評価の方法
- ③適切な指標を用いる
- ④監視及び測定の実施
- ⑤監視及び測定の結果

差異項目

組織で運用されているEMSと2015年版規格との差異判断

差異がある場合の対応方針

・規格理解のためのポイント
・対応事例

| 確認項目 | 現行システムでの対応状況 | 差異がある場合の対応方針 | 備考 |
|---|--|--|--|
| (1)著しい環境側面、順守義務、リスクに関連する設備・作業・業務について、監視、計測の対象は決められているか (2)監視及び測定の結果の分析方法、評価基準、スケジュールなどはあるか | <input type="checkbox"/> 未対応(新規作成要) <input checked="" type="checkbox"/> 一部対応済(修正要) <input type="checkbox"/> 対応済み(対応不要) | (1)著しい環境側面、順守義務に関する年間の実施計画(目標、計測項目、スケジュールなど)はあるが、リスクに関する計画はない。 →著しい環境側面の実施計画に、関連する項目を追加予定。 →評価指標・基準を検討し手順化 →手順書の作成と、上記の管理計画への追記を予定。 | ☆著しい環境側面、順守義務、リスクに関連する監視、測定結果の分析・評価の方法を定める事が求められている。 例:単なる○×評価でなく、基準に対する推移傾向やデータ急変の分析など |

記入例

5. 今後の移行準備

78

ISO/FDIS14001:2015とISO14001:2004の対比

| ISO/FDIS 14001:2015 | | ISO 14001:2004 | |
|---------------------|----------------------|----------------|--------------|
| | 序文 | | 序文 |
| 1 | 適用範囲 | 1 | 適用範囲 |
| 2 | 引用規格 | 2 | 引用規格 |
| 3 | 用語及び定義 | 3 | 用語及び定義 |
| 3.1 | 組織及びリーダーシップに関する用語 | — | |
| 3.2 | 計画に関する用語 | — | |
| 3.3 | 支援及び運用に関する用語 | — | |
| 3.4 | パフォーマンス評価及び改善に関する用語 | — | |
| 4 | 組織の状況 | — | |
| 4.1 | 組織及びその状況の理解 | — | |
| 4.2 | 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | — | |
| 4.3 | 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 | 4.1 | 一般要求事項 |
| 4.4 | 環境マネジメントシステム | 4.1 | 一般要求事項 |
| 5 | リーダーシップ | — | |
| 5.1 | リーダーシップ及びコミットメント | — | |
| 5.2 | 環境方針 | 4.2 | 環境方針 |
| 5.3 | 組織の役割、責任及び権限 | 4.4.1 | 資源、役割、責任及び権限 |
| 6 | 計画 | 4.3 | 計画 |
| 6.1 | リスク及び機会への取組み | — | |
| 6.1.1 | 一般 | — | |
| 6.1.2 | 環境側面 | 4.3.1 | 環境側面 |
| 6.1.3 | 順守義務 | 4.3.2 | 法的及びその他の要求事項 |
| 6.1.4 | 取組みの計画策定 | — | |
| 6.2 | 環境目標及びそれを達成するための計画策定 | 4.3.3 | 目的、目標及び実施計画 |
| 6.2.1 | 環境目標 | | |
| 6.2.2 | 環境目標を達成するための取組みの計画策定 | | |

5. 今後の移行準備

差異分析と移行に向けた考え方(例)

| ISO/FDIS 14001:2015 | ISO 14001:2004 |
|---|----------------|
| <p>4.1 組織及びその状況の理解</p> <p>環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、組織の目的に関連した外部及び内部の課題を決定しなければならない。この課題には、組織に影響を受ける、又は組織に影響を与える可能性がある環境状態を含まなければならない。</p> | <p>該当なし</p> |

4.1 組織及びその状況の理解
 組織の目的に関連し、環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える外部及び内部の課題の決定
 これらの課題には、組織に影響を与え得るまたは組織の影響を受け得る環境状況を含む

| 確認項目 | 現行システムでの対応状況 | 差異がある場合の対応方針 | 備考 |
|---|--|--------------|---|
| <p>(1) 組織を取り巻く状況から導き出された外部及び内部の課題が決定されているか。(経営視点レベルで)</p> <p>(2) 組織に影響を与える又は組織の影響を受ける環境状況が決定されているか。(経営視点レベルで)</p> | <input type="checkbox"/> 未対応 (新規作成要) <input type="checkbox"/> 一部対応済 (修正要) <input type="checkbox"/> 対応済み (対応不要) | <p>対応</p> | <p>☆外部及び内部の主要課題を経営者視点で大きく捉える。(主要なものでよく、多数出す必要はない)</p> <p>組織の事業目的、等と関連した組織を取り巻く環境、社会などの全体状況の中から、EMSの意図した成果に影響を及ぼす可能性のある要因を特定する。(ここでは直接環境の課題である必要はない。)</p> <p>☆要求事項ではないが文書化を推奨する。</p> |

5. 今後の移行準備

差異分析と移行に向けた考え方(例)

| ISO/FDIS 14001:2015 | ISO 14001:2004 |
|--|--|
| <p>5.2 環境方針 トップマネジメントは次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の目的並びに活動、製品及びサービスの性質及び環境影響を含む、組織の状況に適切 ・ <u>汚染の予防及び環境保護に対するコミットメントを含む</u> | <p>4.2 環境方針 トップマネジメントは組織の環境方針を定め、定められた適用範囲の中で、次の事項を満たすことを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の活動、製品及びサービスの、性質、規模及び...の継続的改善及び汚染の予防に関するコミットメント... |

差異

| |
|--|
| <p>5.2 環境方針 トップマネジメントは、次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境方針は、組織の目的に適切 ④汚染防止及び組織の状況に応じたその他を含んで、環境保護に対するコミットメント |
|--|

| 確認項目 | 現行システムでの対応状況 | 差異がある場合の対応方針 | 備考 |
|---|---|--------------|---|
| <p>(1)①環境方針は組織の目的に対して適切であるか (2)④汚染防止及びその他の環境保護に対するコミットメントを含んでいるか</p> | <input type="checkbox"/> 未対応（新規作成要） <input type="checkbox"/> 一部対応済（修正要） <input type="checkbox"/> 対応済み（対応不要） | <p>対応</p> | <p>☆「環境方針は組織の目的に適切」であれば、事業プロセスへの統合の枠組みとなる。 ☆環境保護には以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の予防 ・ 持続的な資源の利用 ・ 気候変動の軽減と適応 ・ 生物多様性と生態系の保護 |

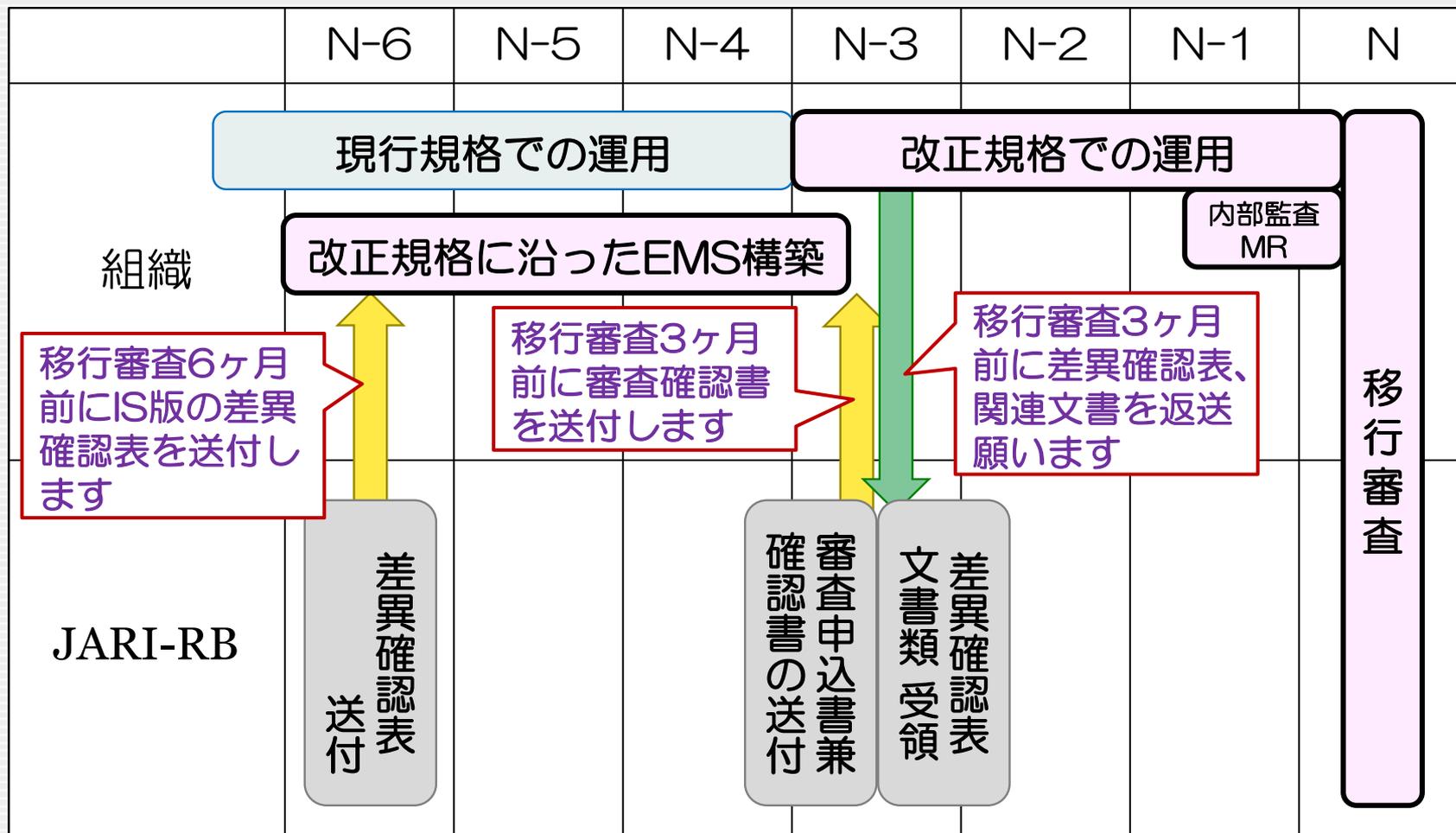
5. 今後の移行準備

81

ISO 14001:2015版への移行対応について

3. 実際の運用展開は、規格内容が固まる**FDIS**以降の情報に基づいて行うことを推奨します。
4. **ISO14001:2015**に従った移行審査前の**運用は、3ヶ月程度以上を目安**として下さい。
5. 3ヶ月程度の運用の後、**ISO14001:2015**の移行審査前に(臨時の)**内部監査・マネジメントレビューの実施**をお願いします。
6. 移行審査時は、2015年版主体で審査します。

5. 今後の移行準備



ご清聴有難うございました。

質の高い審査を通して組織のニーズに応えるISO審査認証機関 **JARI-RB**

〒105-0011

東京都港区芝公園1丁目8番12号

NBF芝公園大門通りビル 5階

TEL03-5733-7934

FAX03-5401-2834